あま市甚目寺老人福祉センター運営審議会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（組織） 第３条　審議会は、１０人以内をもって組織する。 ２　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。	（組織） 第３条　審議会は、委員１０人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市議会の議員 (2) 福祉の関係者 (3) 学識経験を有する者 (4) 医師 (5) 市関係職員